

富山市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱

商工労働部長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年規則第36号。）第24条の規定に基づき、富山市サテライトオフィス等開設支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) オフィス 事業者が専ら自らの事業に係る事務処理業務を行う施設をいう。
- (2) 新設 富山県内に事業所を有しない者が、新たにオフィスを富山市内で開設することをいう。
- (3) 従業員 常用雇用者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条1項に規定する被保険者（1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く。）をいう。以下同じ。）として事業者には雇用されている者をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、企業が取り組むワークライフバランスの充実や多様な働き方を促進するため、本市にオフィスを新設する者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(交付対象者等)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 5人以上の従業員を雇用している事業者であること
- (2) 新設するオフィスを、現在の従業員を1名以上配置すること
- (3) 本市での暮らし等をHPやSNS等で定期的に情報発信できること
- (4) 新設するオフィスの転貸借契約を締結していないこと
- (5) 当該オフィスの新設に対し、この補助金とは別に、富山市補助金等交付規則の規定による補助金の交付の決定を受けていないこと

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業を行う者に対しては補助金を交付しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業の許可又は届出を要する事業
 - (2) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
 - (3) その他市長が目的に合致しないと認める事業
- (補助金の額及び交付対象経費等)

第5条 補助金の額及び交付対象経費等は別表1のとおりとする。

2 前項の規定による補助金に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、当該オフィスの開設準備に着手する日までに、富山市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 交付の申請は、申請を行う月の属する年度の3月末日までの交付対象経費を申請することとし、交付対象期間が複数年度にわたる場合は、毎年4月に前項の申請書を市長に提出しなければならない。ただし、交付対象期間が3月より前に終了する場合は、その終了する月末までを事業の対象とする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付を決定し、富山市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により交付を申請した者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の通知を受けた者は、交付対象期間終了後、又は毎年3月末日までに、富山市サテライトオフィス等開設支援事業補助金実績報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金の額を確定し、富山市サテライトオフィス等開設支援事業補助金額確定通知書(様式第4号)により、交付対象者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その交付決定を取消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付を受けた日から5年を経過する日までに、正当な理由なく当該オフィスを移設し、又はその事業を著しく縮小し、休止し、廃止したとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、補助金を交付することが著しく不適當であると市長が認めるとき。

(細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に、改正前の富山市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱の規定により交付の決定又は交付をした補助金については、なお従前の例による。

別表 1（第 5 条関係）

	対象経費	補助率	限度額	対象期間
開設費	オフィスの開設に要する費用 （国や県等から同様の事由により助成金を受けた場合は、対象経費からその助成金の額を控除した額とする。） ・ 内装工事費 ・ 電話・インターネット回線工事費 ・ 建物セキュリティ対策費	1 / 2	5 0 万円	オフィスの新設に対し 1 回に限り交付する
運営費	オフィスの賃貸に要する費用のうち、支払いの事実が確認できる額とする。 （国や県等から同様の事由により助成金を受けた場合は、対象経費からその助成金の額を控除した額とする。） ・ 賃借料（敷金、権利金、共益費、その他これらに類する費用を除く。また、オフィス以外の施設を併設している場合は、オフィス部分のみを対象とする。）		1 0 万円 （月額） ※ 3 6 箇月間で 3 6 0 万円	賃借料の初回の支払日の属する月から 3 6 箇月間 （ただし、当該オフィスの賃貸借契約期間が 3 6 箇月間に満たない場合（賃貸借契約を更新した場合を除く。）、その契約期間の満了日の属する月までとする。この場合において、賃借料の初回の支払日の属する月から 3 6 箇月以内に再度当該オフィスの賃貸借契約を締結したときは、交付の対象とならない。）